

令和5年度豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の実施状況について

1 委員一覧

役職	氏名	区分	所属等
委員長	常盤 隆	学識経験者	公益社団法人 日本教育会 専務理事 元東京都中学校長会 会長
委員長職務代理者	宮古 紀宏		国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 副センター長
委員	秋庭 加恵手	小・中学校長代表	中学校長会代表（西巣鴨中学校）
	山本 知範		小学校長会代表（豊成小学校）
	磯 浩史	保護者代表	豊島区小学校PTA連合代表（池袋小学校）
	御代 恒		豊島区中学校PTA連合代表（巣鴨北中学校）
	山下 敏雅	子どもの権利擁護委員	弁護士
	森下 由規子	医療	明星大学 教授 臨床発達心理士
	平山 妙子	福祉	民生・児童委員
宮島 甲児	関係機関等	警察（巣鴨少年センター所長）	

2 委員会開催日

第1回	令和5年 6月19日（月）	15:30～16:30
第2回	令和5年12月11日（月）	10:30～12:00
第3回	令和6年 2月26日（月）	11:00～12:00

3 今年度の検討テーマ

「学校・地域・関係機関との連携について～事例を基にしたいじめ問題への対応検討～」

学校は、様々な取組を行っているが、いじめの認知件数が増加傾向にあるとともに、いじめが解決するまでに時間を要する案件が増えている。学校と関係機関の連携を強化することで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応をする必要がある。

4 今年度のいじめ対応の事例

(1) 連携によりいじめが解決に向かった事例

①概要

校種： 小学校（3年）

いじめの態様： 衝動的加害 個人対個人

いじめの内容： メダカを無理やり友達に食べさせた

②対応の経緯

- ・ 事態を把握した学校が、事実確認及び指導を行い、被害、加害の双方の保護者に説明した。その後、加害児童・保護者から被害児童・保護者に謝罪した。
- ・ 謝罪後、被害児童・保護者が登校への不安を訴え、転出を希望した。
- ・ 学校が被害児童の見守り、加害児童への指導を継続し、加害行為はなくなったものの、被害側の保護者は転出を希望し続けた。
- ・ 被害児童は保護者の言葉や関わり方によって話す内容が変わることがあったため、子どもの権利擁護委員につなぎ、被害児童と面談を行った。
- ・ 子供の権利擁護委員は被害児童の気持ちに寄り添い、より良い学校生活に向けた助言を行った。

③現在の状況

- ・子供の権利擁護委員の助言により、被害児童・保護者は、転校の上、新たな気持ちで学校生活を送る決意を固めることができた。

(2) 解決までに時間を要している事例

①概要

校種： 小学校（3年）

いじめの態様： 故意加害 個人対集団

いじめの内容： 公園で仲間外れにされ、眼鏡を壊された

②対応の経緯

- ・放課後の公園でトラブルがあったことが、保護者からの話で分かった。後日学校で事実確認を行ったものの、聞き取り内容が加害・被害児童で食い違っていたため、事実確認が難航した。
- ・学校は加害児童に対して間違った行動や言動について指導し、加害児童の保護者への報告を行った。被害児童の保護者は学校の対応に納得がいかず、警察や教育委員会に相談をした。
- ・警察は被害児童と保護者に、事件化は難しいと伝えたが、保護者は納得しなかった。
- ・指導課から学校へ対応方法の助言をしたり、指導課が被害児童の保護者と面談したりしているが、当初の学校の対応や警察の説明に納得が得られず、対応が長期化している。

③現在の状況

- ・事態が大きくなってから、スクールロイヤーにも助言を求め対応を継続している。学校と関係機関との連携を図っているものの、事実確認について保護者の納得が得られないため、手詰まりの状態が続いている。

5 令和6年度に向けて

いじめの解決に向けた対応はケースによって様々であるが、長期化しているケースでは被害を訴えてきた保護者から、いじめ解消に向けた対応について納得を得られない場合が多い。そのため、いじめの解消に向けた保護者対応と関係機関との連携を含めた具体的な取組について検討する。